

岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月29日

岡山市長 高谷茂男

岡山市規則第101号

岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(食堂)

第2条 条例第6条第2項第2号イただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける療養室の定員の合計数が5人以下で、入所者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。

(浴室)

第3条 条例第6条第2項第3号イ及び第46条第2項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。
- (2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていていること。
- (3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。

(便所)

第4条 条例第6条第2項第6号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。

(2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。

(管理者)

第5条 条例第27条第2項（条例第55条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設の管理者は、医師とし、老人の福祉及び保健医療に関し、相当の知識、経験及び熱意を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第94条第3項第4号から第9号までに規定する者

イ 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第2項の規定により医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後5年を経過しない者

ウ 法第102条第1項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令に基づき、介護老人保健施設の管理者でなくなった日から5年を経過しない者

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第28条の規定による病院又は診療所の管理者の変更の命令に基づき、病院又は診療所の管理者でなくなった日から5年を経過しない者

オ 健康保険法（大正11年法律第70号）第81条の規定により保険医の登録を取り消された日から5年を経過しない者

カ アからオまでに掲げるもののほか、介護老人保健施設の管理者としてふさわしくないと認められる者

(2) 前号の規定にかかわらず、やむを得ない理由により介護老人保健施設の管理者に医師を充てることが困難な場合においては、医療に関し、相当の知識、経験及び熱意を有する医師以外の者であって（前号アに該当する者を除く。），かつ、次のいずれかに該当するものを管理者とすることができる。ただし、介護老人保健施設の開設者は、介護老人保健施設が入所者に必要な医療を提供するものであることに鑑み、速やかに、医師に当該施設の管理を行わせることができるように所要の措置を講じなければならない。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者であって、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム又は介護老人保健施設の常勤

の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上であるもの

イ 特別養護老人ホーム又は養護老人ホーム等の施設長として従事した期間が通算して2年以上である者

(ユニットリーダー)

第6条 条例第53条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。